

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年3月1日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更を受けた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の対応については、令和3年1月14日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」により国土交通省と同様の取扱いとすることをお知らせしたところです。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、令和3年3月1日以降の緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、本府についてはその措置が解除されたところですが、国土交通省から別添のとおり、令和3年3月1日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」の事務連絡がありました。

これを受け、国土交通省と同様の取扱いとし、令和3年3月1日以降についても、これまでの取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL06-6941-0351（内線5375）